

佐野市告示第14号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けたものを廃止したので告示します。

なお、その関係図書は、佐野市役所建築指導課内に備え、縦覧に供します。

平成31年1月25日

佐野市長 岡部正英

整理番号	道路の位置	道路の幅員及び延長	廃止年月日
1	佐野市犬伏上町字金居宿 2246-1、2246-5の各一部	幅員： 4.60m 延長： 40.70m	平成31年1月25日